

目錄

解剖圖書(系統·病理·法医)

[illegible]

(注意)

- 1 系統・病理・法医の別については該当するものを○で囲むこと。
- 2 「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。
- 3 本圖書に記載される全ての解剖例について、申請者自らが頭蓋腔、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成していることを要する。
- 4 必要に応じて、解剖報告書の提出を求めることがあるため、申請者において解剖報告書の写しを保管しておくこと。
- 5 頭蓋腔を開検せず、胸腔及び腹腔を開検し解剖報告書を作成する際は、備考にその旨を記載すること。
- 6 医師及び歯科医師については直近の5年以内の20体に係るものを記入すること。
- 7 医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別表とし、直近の5年以内の50体に係るものを記入すること。